

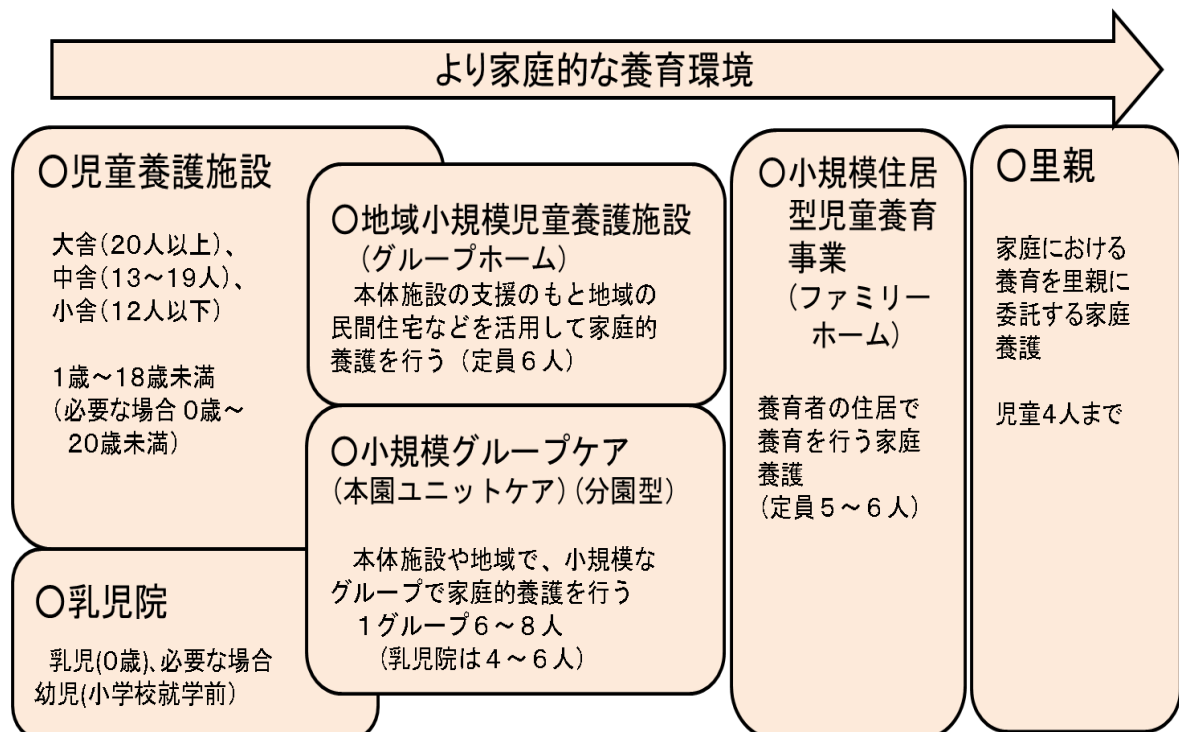
富山県家庭的養護推進計画（素案）の概要について

1. 策定の経緯

保護者から適切な養育を受けられない児童を、社会全体で公的な責任のもとに養育を行う「社会的養護」について、国の専門委員会（※）が取りまとめた『社会的養護の課題と将来像』では、原則として家庭養護（里親やファミリーホーム等）を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境（施設におけるケア単位の小規模化、機能の分散化）が必要であり、「施設が9割、里親が1割」の現状から今後10数年の間に施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標を掲げた。

この目標の達成のため、都道府県は、目標値を設定した上で計画的に取組みを推進する「都道府県推進計画（H27～H41）」を策定することとされている。

（※）児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会



2 「富山県家庭的養護推進計画（素案）」の概要

(1) 目標値の設定（H27年度～H41年度末）

- ①「富山県人口ビジョン」で示された「富山県の将来人口展望」などをもとに、社会的養護を必要とする児童数を推計

各年度における社会的養護の需要量

年度	H27	H31	H36	H41
19歳以下人口	181,792	172,412	163,052	159,525
措置児童数(見込み)	199	189	179	175

②国における考え方を踏まえ、本県における目標値を設定

- ア 家庭的養護（里親・ファミリーホーム）を優先
 イ 児童養護施設等においては、集団による養育から、より家庭的な環境での少人数による小規模グループケアへの移行を推進する。
 ウ 今後十数年をかけて、里親及びファミリーホーム、グループホーム、児童養護施設等の本体施設の割合が概ね3分の1ずつとなることを目指す。

家庭的養護推進計画の目標値

	参考	前期	中期	後期
	H26年度	(H31年度末)	(H36年度末)	(H41年度末)
社会的養護の需要量 (見込み)		189人	179人	175人
施設養護 (本体施設)	147人	141人 (75%)	100人 (56%)	59人 (34%)
グループホーム (児童養護施設の分園)	0人	8人 (4%)	30人 (17%)	58人 (33%)
里親・ ファミリーホーム	35人	40人 (21%)	49人 (27%)	58人 (33%)

※平成26年度の数値は、それぞれの区分における平成26年度中の措置人数の最大値

(2) 家庭的養護を推進するための取組み

①児童養護施設等の小規模ケア化を推進するための環境整備

本体施設の小規模ケア化のための施設整備、施設職員の専門性向上や人員配置の充実、地域分散化（グループホームの設置）

②家庭養護（里親等）を推進するための里親制度の普及啓発や里親の育成

一般県民等を対象とした広報や制度説明会等による普及啓発活動、里親登録者に対する研修や施設児童との交流事業等

③入所児童の自立支援に向けた取組み

将来の自立に必要な生活習慣、社会性の習得のための生活指導や学習支援等

すべての子どもの安心と希望の実現に向けた取り組み ~ 特別な支援を要する子ども・家庭への支援 (子供の貧困対策等) ~

現状と課題

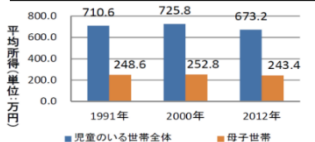
(家庭が抱える課題)

- ひとり親家庭や多子世帯等には経済的に厳しい状況にある世帯が多い。
- 必要な人に適切な相談窓口や行政支援が届かない。
- 子育てや教育にかかる経済的負担が大きい。

■ひとり親家庭数の推移(富山県)

母子世帯 H20:7,915→H25:8,082
父子世帯 H20: 911→H25: 840

■児童のいる世帯全体と母子世帯の所得(全国)



県内ひとり親家庭のうち約3,000~4,000世帯が経済的に厳しい状況にあると推測

(子ども(児童生徒)が抱える課題)※心身や生活面から

- 不登校やひきこもり等子どもや若者が抱える問題の複雑化・深刻化と、その対応に苦慮。
- 小学校で不登校の要因を抱える児童が、中学生になってから問題が顕在化し不登校になる。⇒「中1ギャップ」

■ひきこもり状態にある人(内閣府推計) 県内H22:約5,300人

■不登校児童生徒の出現状況(文科省調査)
県内 H22 : 1,155人(小187、中688、高280)
(公立)H26 : 1,092人(小215、中583、高294)
※小学生・高校生で増加、中学生で長期化の傾向

(子ども(児童生徒)が抱える課題)※進路や学習面から

- 進学・就職による児童養護施設退所者の自立が困難。
- ひとり親家庭の子の進学率が低い⇒「貧困の連鎖」へ

(相談支援等に関する課題)

- 児童相談所における相談支援体制充実と専門的対応
- 家庭での虐待が、不登校やいじめ(加害者)等の問題の一因である可能性

■児童虐待相談対応件数

本県 H16: 192件 → H26: 309件(60%増)
全国 H16: 33,408件 → H26: 88,931件(2.6倍)

■児童1万人当たりの相談対応件数

本県 H16: 126件 → H26: 160件(27%増)
全国 H16: 153件 → H26: 205件(33%増)

■児童相談所職員1人当たりの人口(H27)

本県 児童福祉司 57,539人(全国5位)
児童心理司 136,656人(全国8位)
※今後も児童相談所への相談件数の増加が見込まれる

■いじめ認知件数の推移(文科省調査)

県内 H22 : 687件(小346、中272、高67、特2)
(公立)H26 : 868件(小482、中347、高32、特7)

※認知件数及び千人当たり件数共に増加の傾向

これまでの取り組み

家庭・親への支援

(ひとり親家庭の親等の就業・生活支援)

- ・母子家庭等就業・自立支援センターによる就業支援
- ・ひとり親家庭等自立支援プログラム策定による就労・自立支援
- ・母子父子家庭自立支援給付金支給による資格取得促進

(ひとり親家庭・多子世帯等への経済的支援)

- ・児童扶養手当の支給(児童1人:月額4万2千円)
- ・母子父子寡婦福祉資金の貸付
- ・ひとり親家庭等医療費助成
- ・保育料の軽減(第3子以降無料化)
- ・ひとり親・多子世帯等特別応援券の配付
- ・頑張る子育て家庭支援融資(実質無利子化)の実施 など

(子育て家庭の教育費負担の軽減)【教委・知政】

- ・要保護・準要保護児童生徒への就学援助
- ・奨学資金の貸付 ・高等学校等就学支援金の支給 など

子供への支援

(社会的養護の推進等)

- ・里親委託の推進(マッチング、里親希望者支援、里親制度の普及啓発)

(特別な配慮を要する子供の学び・居場所づくり支援)

- ・教員OB等によるひとり親家庭の子への学習支援(公民館等で実施)

(子供の学び・居場所づくり、家庭教育支援)【教委】

- ・放課後や夏休み等の補充的学習指導
- ・放課後子ども教室の実施 など

相談支援体制の充実

(児童相談への対応・社会的養護の推進等)

- ・児童相談所相談体制の充実(24時間365日・全国共通ダイヤル「189」導入)
- ・要保護児童対策地域協議会による関係機関の連携と関係者の専門性向上研修

(ひとり親家庭や困難を有する子ども・若者等への対応)

- ・母子父子自立支援員(各市及び厚生センター計13名)を窓口とした相談支援
- ・生活困窮者自立支援窓口(県及び各市)における就労等の相談・支援
- ・ひきこもり地域支援センターにおける相談支援 など

(教育相談への対応等)【教委】

- ・総合教育センターによる相談対応(いじめ・不登校等)
- ・電話やカウンセリング等による家庭教育・子育て支援に関する相談対応
- ・スクールソーシャルワーカー等を派遣し経済的制約を受けている児童生徒を支援

28年度における取組等

新)高等学校卒業程度認定試験の合格支援(②600千円)

ひとり親家庭の親の学び直しによる資格取得・就業や、子どもの進学を支援

新)ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付(②89,700千円)

養成機関で資格取得を目指すひとり親に対し、入学準備金・就職準備金を貸付

拡)児童扶養手当の児童2人目以降加算額の増額(国)

2人目加算額:5千円→1万円 3人目以降加算額:3千円→6千円

新・拡)多子世帯・ひとり親世帯等の保育料等の軽減(国)

・年収約360万円までの世帯の保育料の軽減
(多子:第2子半額、第3子以降無償化、ひとり親:第1子半額、第2子以降無償化等)

拡)高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)の拡充(②223,948千円)【教委・知政】

・非課税世帯(全日制等・第一子)の給付額の増額
公立:年額37,400円→59,500円、私立:年額39,800円→67,200円

新)児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付(②57,306千円)

児童養護施設を退所し就職・進学した者に対する住居費等の貸付

新)児童相談所への学習指導員(教員OB等)の配置(②4,000千円)

一時保護中の児童に、教員OB等による学習指導を行い、児童の学習環境を改善

拡)ひとり親家庭学習支援ボランティア事業(②3,470千円)

・ひとり親家庭の子への学習支援の実施場所を拡大

拡)スクールソーシャルワーカーの派遣拡充等(②18,211千円)【教委】

・小中学校を支援するため市町村への派遣時間を拡充
・県立高校への派遣時間を拡充

新)国による「児童相談所体制強化プラン」の策定(国)

児童福祉司、児童心理司、保健師等の配置の充実や、子どもの権利擁護の観点等からの弁護士等の活用を推進

新)困難を有する子ども・若者の支援体制づくり(②2,000千円)

・官民の相談支援機関・団体等による、子ども・若者育成支援推進法に基づく地域協議会の設置・運営による連携強化
・相談支援に応じる官民の人材のスキル向上を通じた地域における支援体制整備の促進等

拡)スクールソーシャルワーカーの派遣拡充等(②18,211千円)【教委(再掲)】

・小中学校を支援するため市町村への派遣時間を拡充
・県立高校への派遣時間を拡充

富山県ひとり親家庭等自立促進計画（素案）について

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「富山県ひとり親家庭等自立促進計画」（第2次、計画期間：平成22～26年度）の計画期間終了を受けて、平成26年8月に厚生部長を座長とする検討委員会を設け、計画の改定に向けた検討を進めております。現在実施中のパブリックコメントの結果等を踏まえ、平成27年度中に新たな計画を策定する予定です。

1 計画改定の趣旨

ひとり親は、生計の担い手と家事育児の担い手としての役割を一人で担わなければならないため、多くの困難に直面している。特に、一般世帯より収入が低い傾向にある母子家庭に対しては、就業支援策や子育て・生活支援策が求められる。

このような状況を踏まえ、ひとり親家庭等の自立に向けた総合的支援をより充実・強化するため、本県の現状を踏まえつつ、平成27年10月に改定された国の基本方針に即し、国の制度等も活用した新たな施策等を盛り込んだ計画に改定するもの。

2 第3次計画（素案）の概要

- (1) 計画期間 平成27年度から平成31年度までの5年間
- (2) 目標 ひとり親等が自立を図り、家庭生活と職業生活において安定した暮らしを築くとともに、安心して子育てをすることができる社会づくり
- (3) 施策の展開 5つの基本的施策の中に「広報啓発の充実」及び「面会交流の推進」を追加するとともに、ひとり親家庭等の自立支援の充実を図るため、既存施策に加え新規・拡充施策を追加。

基本的施策	主な新規・拡充施策
①相談・情報提供機能や 広報啓発の充実強化	・相談機関関係職員向けの活動マニュアル等の作成 ・父子家庭に対する支援施策の周知 等
②就業支援の積極的推進	・自立支援給付金事業等による資格取得の積極的支援 ・生活困窮者自立支援事業の実施 等
③子育て・生活支援策の 充実強化	・放課後児童健全育成事業等の拡充 ・学習支援ボランティアによる学習支援の実施 等
④養育費確保及び面会交 流の推進	・身近な相談員による養育費、面会交流相談の充実 ・養育費・面会に関する情報提供と社会的気運の醸成 等
⑤経済的支援の推進	・福祉資金貸付金の貸付対象の父子家庭への拡大 ・多子世帯等に対する支援の拡充 等

3 計画改定に向けたスケジュール

- 25年8～9月 富山県ひとり親家庭等実態調査の実施
- 26年11月17日 第1回ひとり親家庭等自立促進計画検討委員会
【施策の実施状況、実態調査結果報告、基本的施策の検討】
- 27年2月23日 第2回ひとり親家庭等自立促進計画検討委員会【計画の構成、施策の方向の検討】
- 10月2日 国の基本方針の公布
- 28年2月15日 第3回ひとり親家庭等自立促進計画検討委員会【中間報告（案）の検討】
- 2月24日 パブリックコメント実施（3月15日まで）
- 3月下旬 第4回ひとり親家庭等自立促進計画検討委員会【最終案の検討】
第3次計画の策定・公表

富山県ひとり親家庭等自立促進計画（第3次）案素の概要

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨
平成17年9月に策定した「母子家庭等自立促進計画」、平成22年4月に策定した「ひとり親家庭等自立促進計画」に引き続き、母子家庭・父子家庭及び寡婦の施策の基本となる計画として策定する。
2. 計画の性格・役割
母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条で規定する県の「自立促進計画」
3. 計画の期間
平成27年度から平成31年度までの5年間

第2章 ひとり親家庭等を取り巻く状況

1. ひとり親家庭の世帯（平成25年5月31日現在推計値）
母子家庭数 8,082世帯 父子世帯数 840世帯
2. 母子家庭の状況
○ 児童扶養手当受給者数（平成27年3月末現在）
富山県：6,311人
【以下は平成25年度富山県ひとり親家庭等実態調査（H25.8調査）による】
○ 母子家庭の母の約9割が働いているが、3割以上は非正規雇用
○ 世帯の収入は低く、200万円未満が約4割
○ 約5割の母子家庭が、養育費を受けたことがない
○ 母子家庭の約7割が生活上の悩みとして「生活費」をあげ、5割以上が行政に対し「年金や手当の充実」を要望している
3. 父子家庭の状況
○ 約4割の父子家庭で300万円以上の収入があるが、200万円未満の父子家庭も約1割
○ 父子家庭の約6割が生活上の悩みとして「生活費」をあげ、6割以上が行政に対し「年金や手当の充実」を要望している。
○ 約2割が生活上の悩みとして「家事」をあげ、約2割が「子育てや家事を援助してくれる人の派遣制度」を要望している
4. 寡婦世帯の状況
○ 約4割の世帯の収入が200万円未満
○ 生活上の悩みとして約5割が「自分や家族の健康」をあげ、約3割が「生活費」をあげている

第3章 計画の目標と基本的施策

計画の目標

ひとり親等が自立を図り、家庭生活と職業生活において安定した暮らしを築くとともに、安心して子育てをすることができる社会づくり

基本的施策

- (1) 相談・情報提供機能や広報啓発の充実強化
- (2) 就業支援の積極的推進
- (3) 子育て・生活支援策の充実強化
- (4) 養育費確保及び面会交流の推進
- (5) 経済的支援の推進

第4章 施策の展開

(1) 相談・情報提供機能や広報啓発の充実強化

HP等を活用し利用しやすく、高度で専門的な相談内容にも対応できる体制整備

- ・ 母子・父子自立支援員の活動促進
- ① 母子・父子自立支援員の資質向上のための研修等
→ 相談機関関係職員向けの活動マニュアル等の作成
- ② ひとり親家庭等に対する支援施策及び相談窓口に関する情報提供・広報の充実
→ 父子家庭支援施策の広報強化
- ・ 県女性相談センター（配偶者暴力支援センター）を中心とした相談体制の強化
- ・ 専門的な相談に対応するための相談体制の充実

(2) 就業支援の積極的推進

就業相談・就業支援、能力開発支援、就業機会創出支援など総合的な就業支援

〔就業相談・就業支援〕

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター等による就業支援
- ・ 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施
- ・ 女性のチャレンジ支援事業の実施

〔就業に向けた能力開発支援〕

- ① 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等による資格取得の積極的支援
→ 高等学校卒業程度認定試験の合格支援
- ・ 就業支援講習会等の実施
- ・ 職業訓練を受けやすい環境の整備等
- ② 「ものづくり女性」育成訓練事業の実施
→ 女性も受講しやすいコースの新設や託児サービスの導入等

〔就業機会創出のための支援〕

- ・ ひとり親等の雇用に関する事業者への働きかけ
- ③ 一般事業主行動計画の策定を義務付ける企業の範囲の拡大
- ・ ひとり親等の起業に対する支援
- ・ 公的機関や福祉施設等における雇用促進
- ・ ハローワーク等と連携した就業支援

〔生活困窮者の自立に向けた支援〕

- ④ 生活困窮者自立支援事業の実施

(3) 子育て・生活支援策の充実強化

子育てしやすい環境づくりの推進や緊急時の生活支援、児童への学習支援の実施など、家庭運営上のニーズに対応した子育て・生活支援の充実強化

〔子どもを安心して育てられる環境づくりの推進〕

- ・ 切れ目のない子育て支援の充実（保育サービスの充実等）
- ⑤ 放課後児童健全育成事業等の拡充
- ・ 地域の力を生かした多様な子育て支援の促進
- ⑥ 学習支援ボランティア事業によるひとり親家庭の児童への学習支援

〔生活に関する支援〕

- ・ ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用促進
- ・ 公営住宅の優先的入居の推進
- ・ 住宅資金や転宅資金の貸付けの実施
- ・ 母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援〔身近な地域での支援の促進、地域活動への参加促進〕
- ・ 民生委員・児童委員等による支援の促進
- ・ 母子・父子福祉団体活動や地域行事等への参加促進

(4) 養育費確保及び面会交流の推進

弁護士等による特別相談の充実と情報提供による養育費確保、面会交流の推進

- ・ 弁護士等による特別相談の充実
- ⑦ 身近な相談員による養育費、面会交流相談の充実
- ⑧ 養育費取得、面会交流に関する情報提供と社会的気運の醸成

(5) 経済的支援の推進

貸付・支給業務の適正な執行

- ・ 児童扶養手当の支給
- ⑨ 母子父子寡婦福祉資金の貸付け
→ 貸付対象の父子家庭への拡大
- ・ 母子世帯等援護資金の貸付け
- ・ ひとり親家庭等医療費助成の実施
- ⑩ 多子世帯等に対する支援の拡充
→ 保育料軽減措置の拡充（無料化）、がんばる子育て家庭支援融資の対象拡大と無利子化
- ⑪ 高等学校等就学支援金等の支給や奨学金制度の実施

第5章 計画の推進にあたって

- 国、県の関係部局、市町村及び母子・父子福祉団体等が役割分担と連携をしながら施策に取り組む
- 福祉や教育、雇用等幅広い分野にわたる関係機関が相互に連携して、施策に取り組む
- 「子育て支援・少子化対策条例に基づく基本計画」等各種計画に基づく諸施策との連携を図る
- 計画期間内に評価を実施する